

就労支援コーディネート事業内容 (案)

① 就労移行支援 3 年目の延長について

【開始時期】

平成 31 年度

【実施方法】

希望者から福祉課へ就労移行支援 3 年目の申請依頼があった時点で福祉課と共有。延長の妥当性について協議した後、認定調査審査会における個別審査会にて審議する。4 月から開始予定。

② 15 歳（義務教育修了）からの把握について

【開始時期】

平成 31 年度

【対象者】

長久手市内の特別支援学級 3 年又は特別支援学校中等部 3 年に在籍し、且つ、福祉サービスを利用していない児童。

【実施方法】

各学校の先生から対象の児童・保護者へ 10 月頃に案内してもらい、本人・家族から同意を得られることができれば、12 月の個人懇談の機会等（場合によっては面談の場を設定）に学校を訪問し、趣旨を説明した上で対象者を把握するための登録用紙に記入してもらう。

※依頼文・登録用紙の様式を検討。来年度実施予定。

③ アクト利用希望者について、アクト・基幹相談支援センターのどちらが主に関わるべきか協議する。

長久手市在住の方でアクトへ登録する際には、基幹相談支援センターも同席し、情報を共有する。今年度から実施。

④ 大学生等に在学中の対象者への支援・大学等との連携方法。

【開始時期】

平成 31 年度

【対象者】

長久手市在住の大学生・市内の大学に通っている学生で発達障がい等の障がいが理由により、就労や生活に困っている方。

【実施方法】

実施に向けて市内大学での対象者像の調査・把握や情報提供等を行い、連携方法を検討していく。

⑤ ひきこもりの方の支援（新たな社会資源の開拓や創設）

他機関の対策や動向（子育て支援課の若者支援、生活困窮者自立支援事業や健康推進課のひきこもり対策等）を注視しながら検討していく。